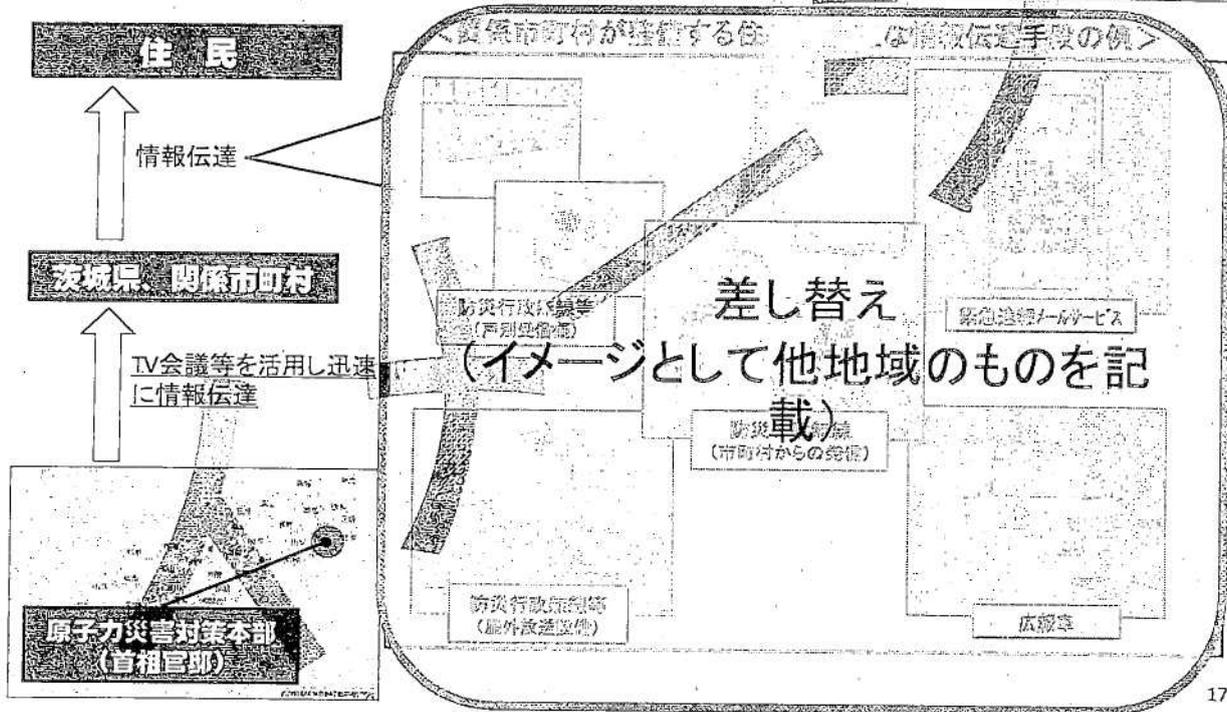


住民への情報伝達体制

- ▶ 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、茨城県及び関係市町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 国、県、市町村は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、ホームページ、SNS等を活用し、住民へ情報を伝達。

写真全般を茨城県の設備等に要差し替え



観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- ▶ 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、茨城県及び関係市町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 茨城県及び関係市町村は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、ホームページ、SNS等により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。
- ▶ 更に、各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設に対して連絡を行い、一時滞在者に情報を伝達。
- ▶ 外国人観光客に対しては、〇〇〇〇により、外国語による情報提供を行う。

茨城県の状況を要確認

観光客等の一時滞在者

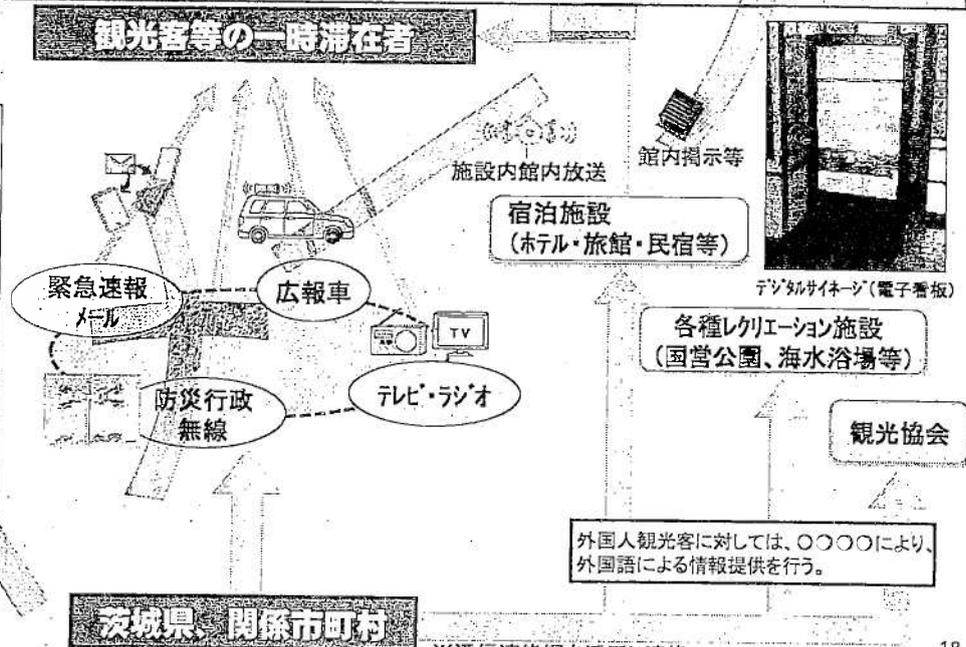
受信メール
2015/10/21 午前9:03

【訓練】避難指示
【訓練】茨城県からのお知らせです。茨城第二発電所から5km圏内にいる要配慮者の皆さんは各役場の指示に即ち避難してください。その他の住民は、不要な外出を避け、今後の情報に注意してください。現在、放射性物質の外部への漏れは確認されておりません。引き続き行動してください。※これは訓練です。この後英語版が配信されます。

受信メール
2015/10/21 AM9:03

【Drill】ALERT
【Drill】Ibaraki Gov't: To residents within 5km of Touka 2nd NPP who need assistance in evacuation, follow municipal gov't instructions. For other residents, remain inside. No radiation leak found. (茨城県)

緊急速報メールサービス(イメージ)



※通信連絡網を活用し連絡

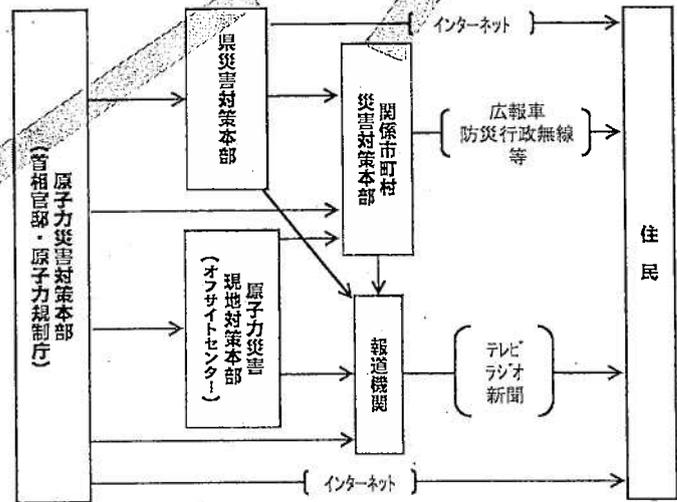
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

【情報発信の仕組み】



国、茨城県及び関係市町村による住民相談窓口の設置

要確認

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関[国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構]等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、茨城県及び関係市町村の問合せ対応を支援。

茨城県及び関係市町村における対応

- 茨城県及び関係市町村は、住民からの問い合わせに対応する住民問合せ窓口を設置するとともに、被災者に対する住民相談窓口(健康上の相談)等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域又は屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求(日本原電(株)) |



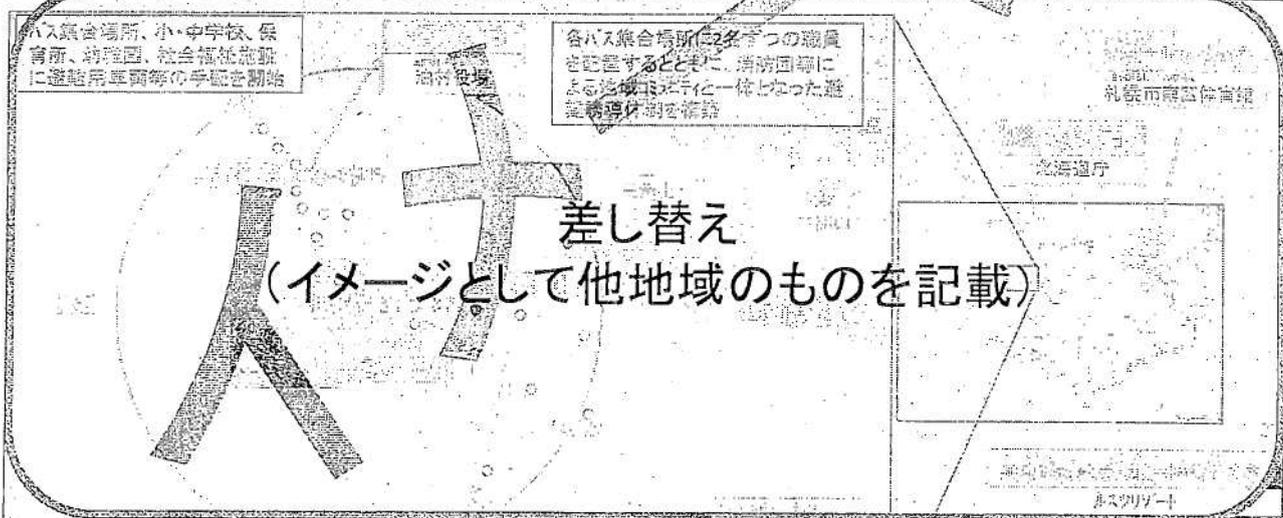
4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

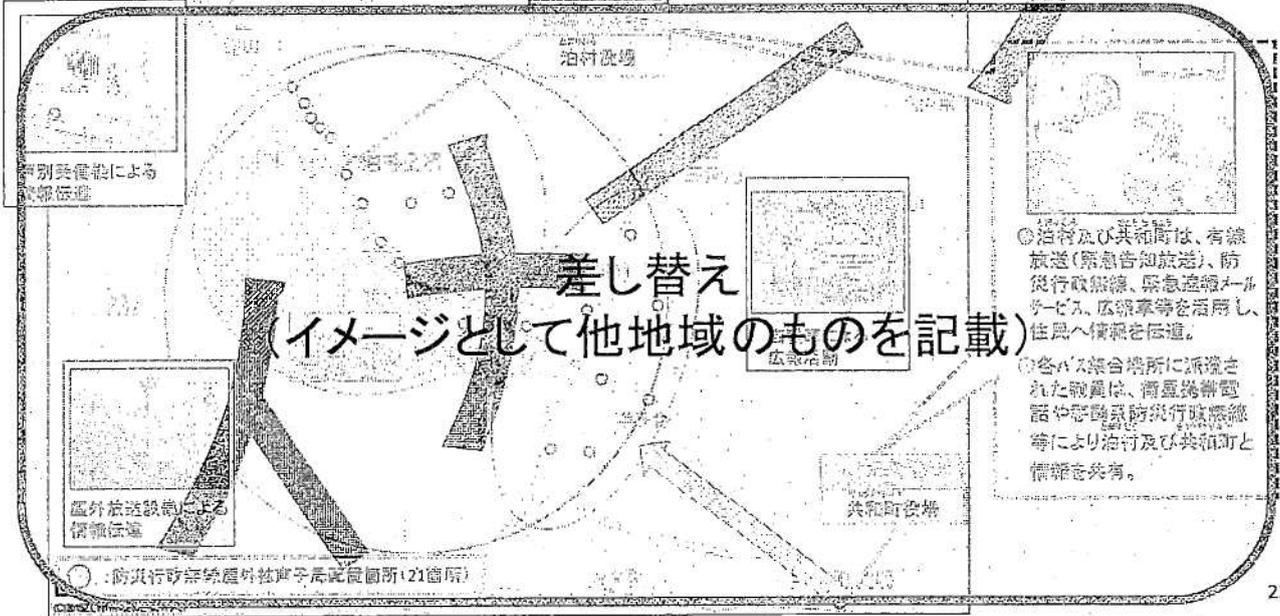
1. PAZ内小・中・高等学校、保育所、幼稚園の児童等について、移動手段を確保すること。
2. PAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送又は自施設(放射線防護施設)内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。

茨城県並びに東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市における初動対応

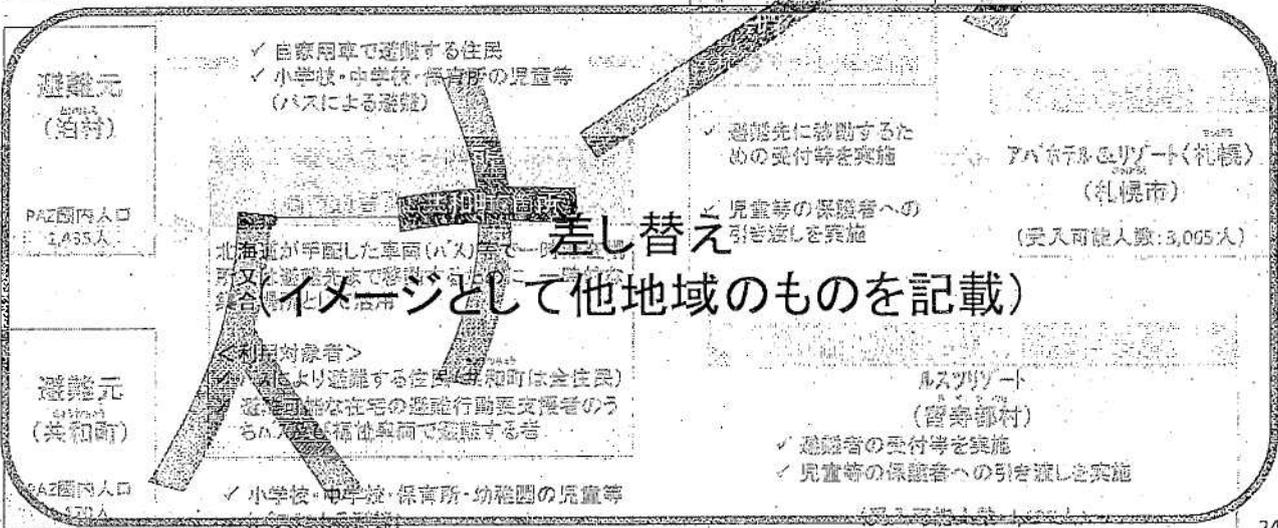
- ▶ 茨城県は、警戒事態等が発生した段階で、茨城県庁に災害警戒本部を設置し、要員約●名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- ▶ 東海村は、警戒事態が発生した段階で、●に災害対策連絡会議を設置し、約●名が参集。施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- ▶ 日立市は、警戒事態が発生した段階で、●に警戒体制本部を設置し、約●名が参集。施設敷地緊急事態でも対応は同様。
- ▶ ひたちなか市は、警戒事態が発生した段階で、●に●を設置し、約●名の要員が参集。施設敷地緊急事態で、●を設置。
- ▶ 那珂市は、警戒事態等が発生した段階で、那珂市役所に原子力災害警戒本部を設置し、約●名の要員が参集。施設敷地緊急事態で、原子力災害対策本部を設置。
- ▶ 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は、バス集合場所、病院、社会福祉施設に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各バス集合場所に速やかに配置し、バス集合場所の開設準備を開始。
- ▶ 東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。



- 東海村は、防災行政無線、広報車、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。日立市は、防災行政無線、ホームページ、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。ひたちなか市は、●等を活用し、住民へ情報を伝達。那珂市は、防災行政無線、ホームページ、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各バス集合場所に派遣された東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市の職員は、○○○○により、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市と情報を共有。
- 病院、社会福祉施設への情報伝達は、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市から実施。



- 警戒事態が発生した場合、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は住民広報、バス集合場所の開設を行い、茨城県は○○○○に住民避難用バスの準備要請を行う。また、茨城県並びに東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は避難所の開設準備要請を行う。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内避難を実施する。
- 全面緊急事態になった場合、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は避難先へ移動する。バスにより避難する住民は、バス集合場所に集合後、避難先へ移動する。



PAZ内の学校・保育所・幼稚園の避難

- PAZ内の小・中・高等学校の児童等(●施設、約●人)及び保育所・幼稚園の幼児(●施設、約●人)は、施設敷地緊急事態になった場合、避難準備を開始し、全面緊急事態になった場合、教職員等とともに避難先に移動。その後、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 学校・保育所・幼稚園において個別避難計画を策定中。

治村				英和町			
施設名	人数		合計	施設名	人数		合計
	児童等	教職員等			児童等	教職員等	
治小学校	89人	14人	103人	北長小学校	79人	11人	90人
治中学校	50人	15人	65人	英和中学校	39人	3人	42人
とまり保育所	38人	8人	46人	ほまなす幼稚園	55人	18人	73人

差し替え

(イメージとして他地域のものを記載)



※1: 治小学校はUPZ圏に所在するが、PAZ圏内に自宅が所在する児童がいることから施設敷地緊急事態で避難を開始。
 ※2: 英和中学校はUPZ圏に所在するが、全生徒(157人)のうち、PAZ圏内に自宅が所在する生徒(39人)及び生徒に同行する教職員等(3人)について、施設敷地緊急事態で避難を開始。なお、UPZ圏内に自宅が所在する生徒(118人)は、施設敷地緊急事態で帰宅を実施。
 ※3: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在

PAZ内の医療機関の避難

- PAZ内の医療機関(●施設●人)については、避難先となる医療機関を調整中。避難先となる医療機関の決定後、避難計画を策定予定。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入院患者は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、茨城県が受入先を調整。

放射線防護対策施設

市町名	施設名	施設種別	定員数
玄海町	玄海園	特別養護老人ホーム	100人
鹿嶋市	玄海荘	特別養護老人ホーム	80人
			計180人

差し替え

(イメージとして他地域のものを記載)

施設種別	市町名	受入見込人数
特別養護老人ホーム	佐賀市 (3施設)	180人
	多久市 (1施設)	
	小城市 (4施設)	

市町名	施設名	施設種別	定員数
玄海町	グループホーム つばき	特別型グループホーム	9人
鹿嶋市	グループホーム なごやか	特別型グループホーム	18人

避難先	受入見込人数
避難所	27人
小城市 (1施設)	27人
江北町 (1施設)	
計27人	

※1 佐賀県が避難先となる災害拠点病院を調整
 ※2 鹿嶋市が避難先となる災害拠点病院を調整
 ※3 経過等の準備が完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※4 避難可能な入院患者は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

PAZ内の社会福祉施設の避難

- PAZ内の社会福祉施設(●施設●人)については、避難先となる施設を確保済み。各施設において避難計画を策定中。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、茨城県が受入先を調整。

<PAZ内の施設の入所者等の避難の考え方>

放射線防護対策施設			
市町名	施設名	施設種別	定員数
茨城県 茨城市	茨城公園	特別養護老人ホーム	100人
茨城県 水戸市	水戸市立市民会館	特別養護老人ホーム	80人
計180人			

施設種別	市町名	受入見込人数
特別養護老人ホーム	佐前市 (3施設)	180人
	久美浜市 (1施設)	
	小城市 (4施設)	

避難先			
市町名	施設名	施設種別	定員数
茨城県 茨城市	グループホーム つばき	認知症グループホーム	9人
茨城県 鹿嶋市	グループホーム たごやか	グループホーム	18人
計27人			

避難先		受入見込人数
避難所	小城市 (1施設)	27人
	工北町 (1施設)	

計27人

差し替え
(イメージとして他地域のものを記載)

※1 佐賀県が避難先となる茨城県庁病院を指定
 ※2 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自治体内で屋内退避
 ※3 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※4 避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※5 他地域避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された福祉避難所へ移動

東海村におけるPAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者は把握済み。個別計画は策定済み・策定中(要確認)
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護施設へ移動。

避難行動要支援者 (22人)

支援者

支援者の自家用車等で移動
11人(支援者11人)

支援者と共に徒歩
自家用車等で移動
11人(支援者11人)

一時滞在場所：礼拝南南区内体育館

バス、福祉車両で移動

福祉車両等

一時滞在場所：礼拝南南区内体育館

福祉車両等

輸送等の避難準備完了後、避難を実施

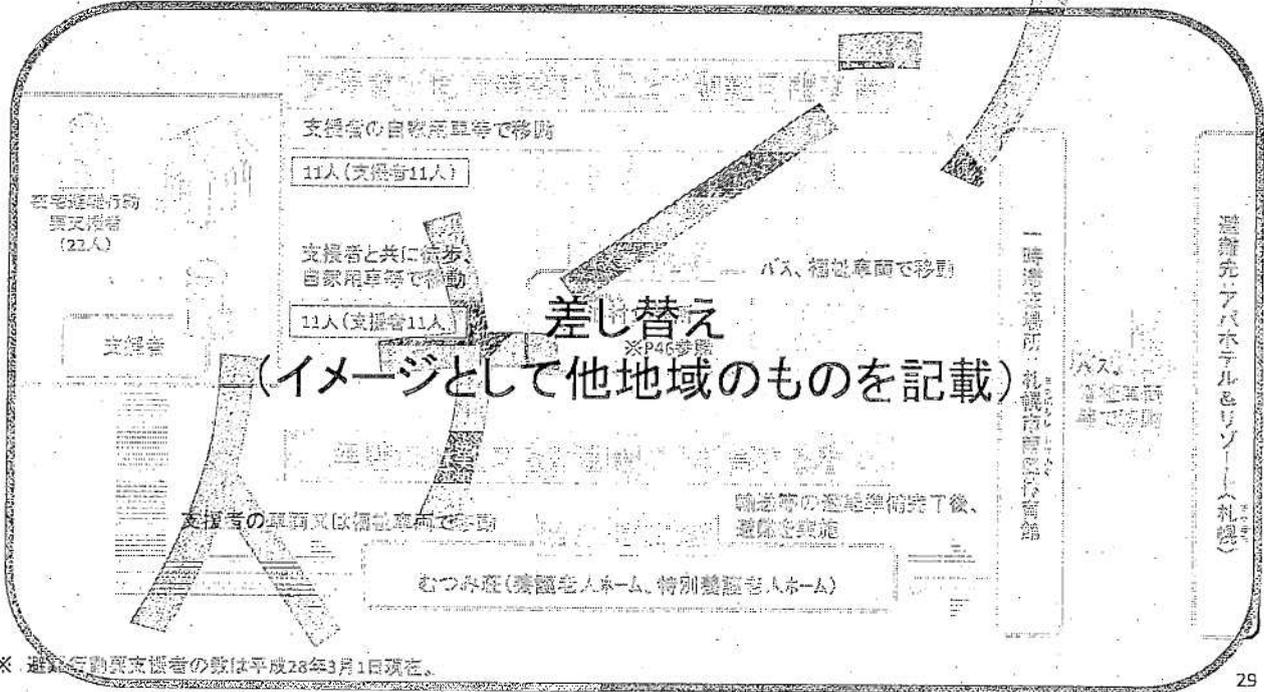
支援者の車両又は福祉車両で移動

むつみ荘(介護老人ホーム、特別養護老人ホーム)

差し替え
(イメージとして他地域のものを記載)

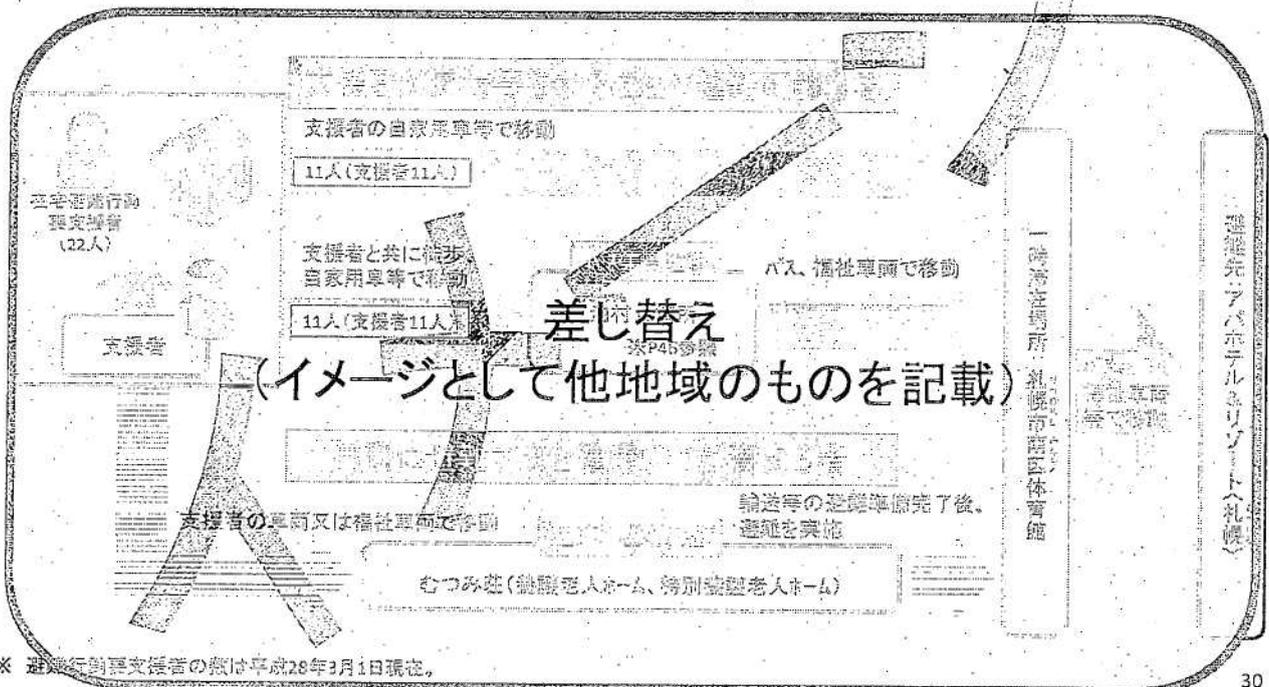
※ 避難行動要支援者の数は平成28年3月1日現在。

- ▶ 在宅の避難行動要支援者は把握済み。個別計画は策定済み・策定中(要確認)
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- ▶ 無理に避難するとかえって健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護施設へ移動。



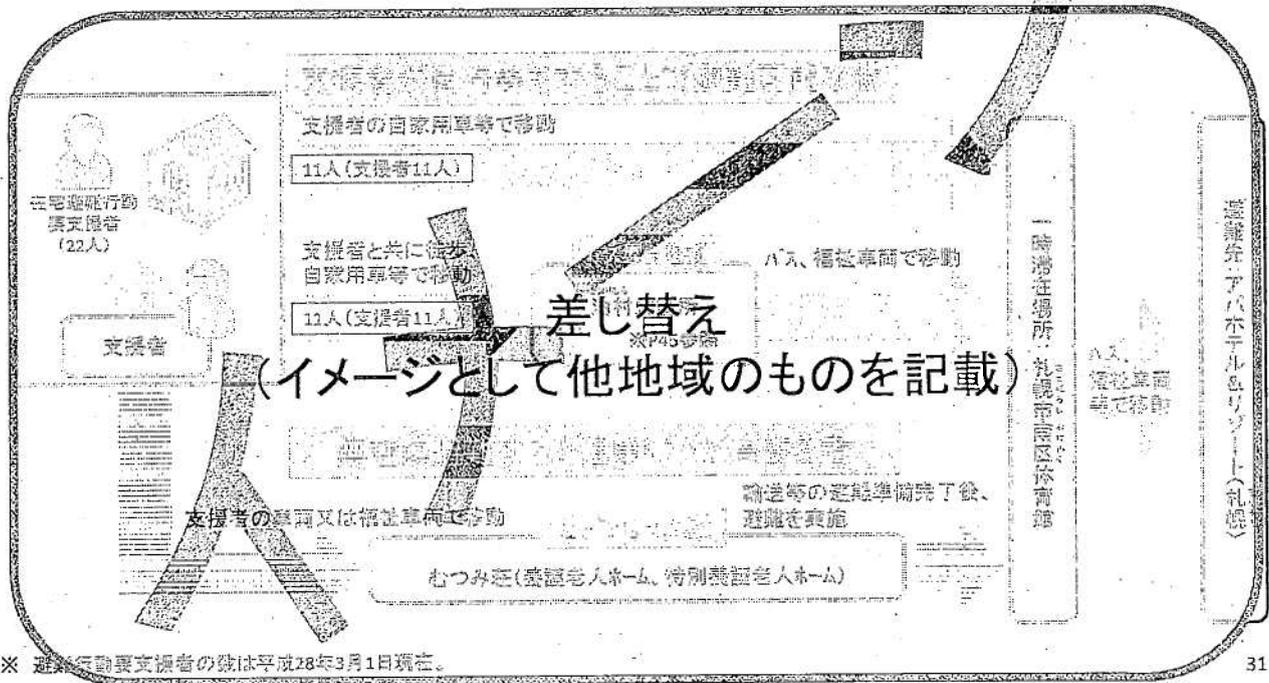
※ 避難行動要支援者の数は平成28年3月1日現在。

- ▶ 在宅の避難行動要支援者は把握済み。個別計画は策定済み・策定中(要確認)
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- ▶ 無理に避難するとかえって健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護施設へ移動。



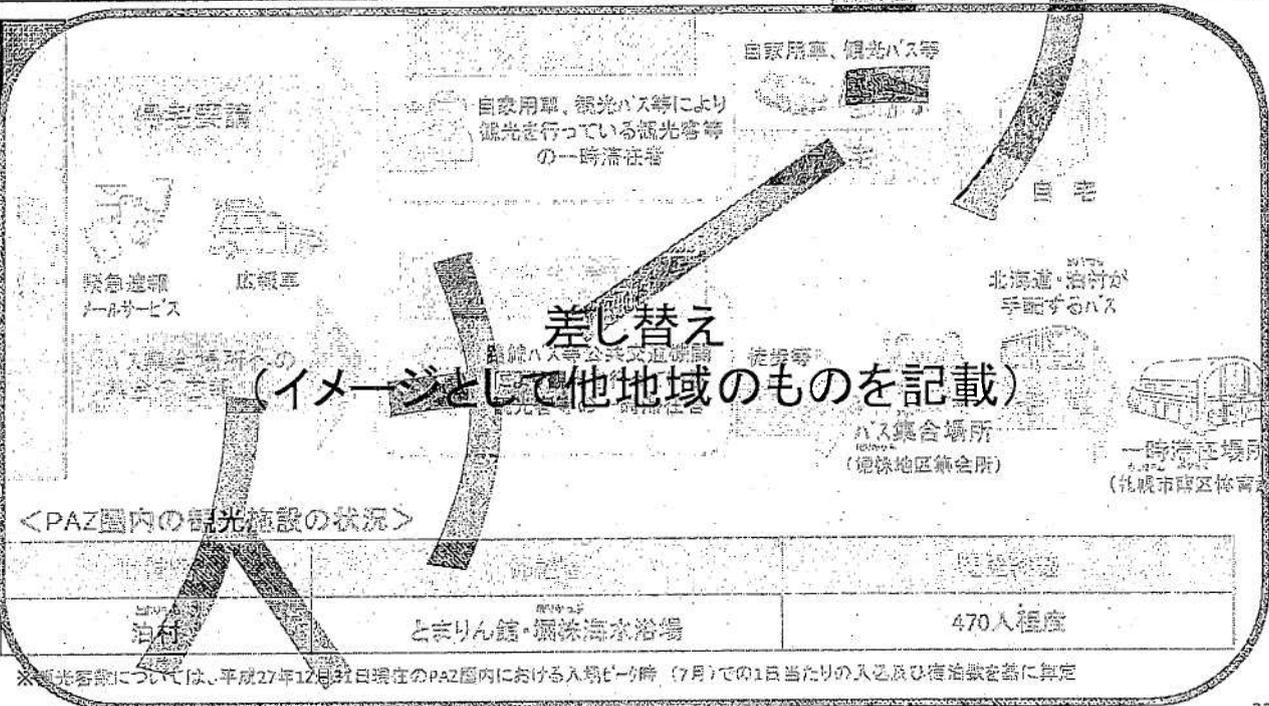
※ 避難行動要支援者の数は平成28年3月1日現在。

- ▶ 在宅の避難行動要支援者は把握済み。個別計画は策定済み・策定中(要確認)
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- ▶ 無理に避難するとかえって健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年3月1日現在。

- ▶ 観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態において、帰宅を勧告。
- ▶ 避難が指示された段階で帰宅等できない場合は、一時集合所からバス等により避難を実施。



※ 観光客等については、平成27年12月31日現在のPAZ圏内における入場ピーク時（7月）での1日当たりの入場及び宿泊数を基に算定

PAZ内の民間企業の従業員の数



(4-9)

- ▶ PAZ内の民間企業は●社(約●人)存在。
- ▶ 各民間企業は、全面緊急事態において、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市の指示により避難を実施。

＜PAZ圏内の民間企業の状況＞

地域	業種	従業員数
東海村	農林業(1社)	34人
	製造業(3社)	17人
	商業(20社)	94人
	医療福祉(3社)	28人
	サービス業等(51社)	1,313人
ひたちなか市	農林業(5社)	24人
	製造業(2社)	19人
	商業(21社)	240人
	医療福祉(4社)	28人
	サービス業等(60社)	371人
日立市	製造業(3社)	46人

差し替え
(イメージとして他地域のものを記載)

※ 総務省「経済産業省『平成24年経済センサス-活動調査』の調査票情報を基に調査結果を行った上で独自集計したものである。
※ 共同企業体に該当する従業員は、通勤に使用する自家用車もしくはバスにより避難

東海村において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力



(4-10)

- ▶ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約●人について、バス●台、福祉車両●台(ストレッチャー仕様●台、車椅子仕様●台)。

施設	想定人数	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	備考
学校・保育所の児童等の避難	214人 (児童等177人+ 職員等37人) (3箇所)	7台 (40人乗6台) (30人乗1台)	0台	0台	【資料P25】
社会福祉施設の入所者等の避難	168人 (入所者100人+ 職員68人) (1箇所2施設)	4台 (40人乗) (入所者74人+ 職員51人)	5台 (1人乗) (3箇所5台+ 職員5人)	12台 (1人乗2台) (2人乗10台) (入所者21人+ 職員12人)	【資料P26】
住民の避難行動要支援者等の避難	25人 (要支援者11人+ 要介護者14人) (3人)	0台	0台	0台	※ 定30人乗の座席が不適合な者12人のうち、バスにより避難する者は3人、福祉車両で避難する者は9人。 【資料P27】
福祉施設から避難する一時滞在者	47人	2台	0台	0台	バス1台当り40人程度の乗車を想定。1日当たりの福祉施設の入場見込み人数470人程度のうち、約9割が自家用車や福祉バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。 【資料P28】

差し替え
(イメージとして他地域のものを記載)

※1 数字は現在地で池村が扱っている暫定値
※2 1台は、20人乗の乗車人数(30名乗り及び40名乗り)により想定

日立市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保



(4-11)

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、病院、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、日立市及び日本原子力発電(株)が配備する車両のほか、茨城県の要請に基づき、〇〇〇〇が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	14台	5台	12台	
(B) 確保車両台数	計14台以上	計5台以上	計12台以上	
注者	4台	2台	2台	各就車1台あたりの乗車人数 【バス(4台)、40人乗り(2台) 福祉車両(ストレッチャー仕様)1名乗り 福祉車両(車椅子仕様)1名乗り
北茨城バス協会	10台以上	—	—	PAZ・UPZ海村が所管する後志地域のバス会社が 保有する車両総数1,282台
北茨城電力	—	3台以上	10台以上	各就車1台あたりの乗車人数 福祉車両(ストレッチャー仕様)1名乗り 福祉車両(車椅子仕様)2名乗り

差し替え
(イメージとして他地域のものを記載)

※ 県の要請により確保した輸送能力で対応できない場合、消防団(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

ひたちなか市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力



(4-10)

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約●人について、バス●台、福祉車両●台(ストレッチャー仕様●台、車椅子仕様●台)。

	人数	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	214人 (児童等177人+ 保育児等37人) (3箇所)	7台 (40人乗6台) (30人乗1台)	0台	0台	【資料P25】
社会福祉施設の入所者等の避難	168人 (入所者100人+ 職員68人) (1箇所2施設)	4台 (40人乗) (入所者74人+ 職員51人)	5台 (1人乗) (入所者5人+ 職員5人)	12台 (1人乗2台) (2人乗10台) (入所者21人+ 職員12人)	【資料P26】
住者の避難行動要支援者等の避難	25人 (要支援者1人+文 字障害者1人+支 障者1人+要支援 者1人+要支援者 3人)	3台 (30人乗) (要支援者1人+支 障者1人+要支援 者1人)	0台	0台	想定5台程度の雇用が不適切な者12 人、バスにより避難する者は3人 、徒歩で避難する者は9人。 【資料P27】
観光施設から避難する一時滞在者	47人	2台	0台	0台	バス1台当たり40人程度の乗車を想定。 1日おたりの観光施設の入場者込み 人数470人程度のうち、約9割が自 来車や観光バスで来場する想定で、 その1割を想定対象人数として算入。 【資料P29】

差し替え
(イメージとして他地域のものを記載)

※ 数字は現在地で油村が把握している暫定値
※2 1台あたりの乗車人数(30名乗り及び40名乗り)に上乗せ

ひたちなか市における施設敷地緊急事態での輸送能力の



(4-11)

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、病院、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、ひたちなか市及び日本原子力発電(株)が配備する車両のほか、茨城県の要請に基づき、〇〇〇〇が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数	14台	5台	12台	
(B) 確保車両台数	計14台以上	計5台以上	計12台以上	
茨城県 泊村	4台	2台		福祉車両1台あたりの乗員人数 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】40人乗り(2台) 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子1名乗り
確保先 北海道バス協会	10台以上			PAZ・UPZ両者が所管する茨城県内のバス会社が 保有する車両総数1,252台
北海道電力	—	3台以上	10台以上	福祉車両の1台あたりの乗員人数 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子2名乗り

(イメージとして他地域のものを記載)

差し替え

※ 本欄の要請により確保した輸送能力で対応できない場合、要請経路(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

那珂市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力



(4-10)

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約●人について、バス●台、福祉車両●台(ストレッチャー仕様●台、車椅子仕様●台)。

	想定対象人数	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	214人 (児童等177人+ 教職員等37人) (3箇所)	7台 (40人乗8台) (30人乗1台)	0台	0台	【資料P25】
社会福祉施設の入所者等の避難	168人 (入所者100人+ 職員68人) (1箇所2施設)	4台 (40人乗) (入所者74人+ 職員51人)	5台 (11人乗) (入所者5人+ 職員5人)	12台 (1人乗2台) (2人乗10台) (入所者21人+ 職員12人)	【資料P26】
在宅の避難行動要支援者等の避難	25人 (要支援者1人+支 援者24人) (事前確保不届切者 3人)	0台	0台	0台	予定39名乗の服用が不適切な者12 名も、バスにより避難する者は3人 【資料P27】
観光施設から避難する一時滞在者	47人	2台	0台	0台	バス1台当たり40人程度の乗車を想定。 1日あたりの観光施設の入場見込み 人数470人程度のうち、約9割が自 来車や観光バスで来場する想定で、 その1割を想定対象人数として算入。 【資料P29】

(イメージとして他地域のものを記載)

差し替え

※ 数字は現時点で泊村が把握している想定値

※ 2人乗りの福祉車両(20名乗り)及び30名乗りの福祉車両(30名乗り)を想定